

# 鎌倉市移動支援サービスに関するガイドライン

令和元年 6 月



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10  
鎌倉市健康福祉部障害福祉課（市役所本庁舎 1 階 5 番窓口）  
電話番号（代表）：0467-23-3000  
ファックス：0467-25-1443



## はじめに

このガイドラインは、移動支援サービスの基本的な考え方、支給決定に関する事項、サービス外の費用負担について、利用者、サービス提供事業者（以下「事業者」という。）及び支給決定者（鎌倉市）が相互にその内容を確認できるように、作成したものです。

### 1 移動支援サービスの基本的な考え方

移動支援サービスは、障害児者等の社会生活及び社会参加の支援を目的とします。

### 2 移動支援サービスの対象者

移動支援サービスの対象となる方は、次のとおりです。

なお、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の対象者は同給付を優先します。

障害名	対象
身体障害	身体障害児者のうち、移動に著しい制限のある視覚障害者又は重度の全身性障害児者（両上肢及び両下肢の機能に障害を有する外出困難な者又はこれと同等のサービスが必要であると市が認める者）
知的障害	療育手帳を所持する知的障害児者並びに更生相談所及び児童相談所で知的な障害があると判定された知的障害児者
精神障害	精神保健福祉手帳を所持する精神障害児者
難病患者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する難病患者等であつて、移動に著しい制限があると市が認める者

### 3 外出の対象範囲

移動支援サービスの対象となる外出は、介護者がいない場合の、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出とします。

事業者の営業時間中に利用者宅等を出発し、当該営業時間中に帰宅できる範囲内の外出とします。

#### (1) 対象となる外出の範囲

##### ①社会的外出（社会生活上必要不可欠な外出）の例

- ・ 公的機関（官公庁、金融機関など）への外出
- ・ 冠婚葬祭（結婚式、葬儀など）への外出

##### ②余暇的外出（余暇的活動等社会参加のための外出）の例

- ・ 文化施設等への外出
- ・ 体育施設等（プール※など）への外出
- ・ 観光施設等（動物園、水族館、遊園地など）への外出

##### ※プール施設への外出

居宅とプール施設との送迎、プールサイドでの待機（トイレの付き添い、身体を拭くなどの行為）や着替えの介助、安全確保のためやプールから上がる際などの介助も含めて、プール内にいる時間は支給対象。

なお、プール内での遊泳介助は移動支援サービスの業務範囲ではありません。

#### (2) 対象とならない外出の範囲

- ・ 通勤、営業活動に係る外出
- ・ 通年かつ長期にわたる外出
- ・ 社会通念上適当でない外出
- ・ 恒常的、定期的な通院に係る外出（※国の介護給付での対応）
- ・ 障害児については、保護者の状態や当該児童の成長段階を勘案し、保護者が付き添うべき外出と判断される外出。（ただし、保護者が付き添っていても当該児童が必要な介護を受けることができないと認められる場合を除く。）
- ・ 旅行会社等（移動支援事業者及び事業者を運営する法人を含む。）が発案・企画し、多数のガイドヘルパーが多数の障害児を一緒にプール、遠足、遊園地、映画等へ連れて行くもの又は多数の障害者にガイドヘルパーが同伴して実施される日帰り旅行等。

(3) 介護者の事情等を考慮して特に必要と認められる場合において対象となる外出

①通園、通学、通所時の移動で、次に該当する場合。

- ・介護者が病気や障害、高齢、就労などの理由で送迎ができず、他に介護者がいない場合。
- ・ひとり親家庭で、他に介護者がいない場合。
- ・二人以上障害児がいる家庭の障害児については、保護者の状態や当該児童の成長段階を勘案して、特に必要と認められる場合。

②児童虐待防止の観点から関係機関との協議に基づき、支給決定することが必要と認められる場合。

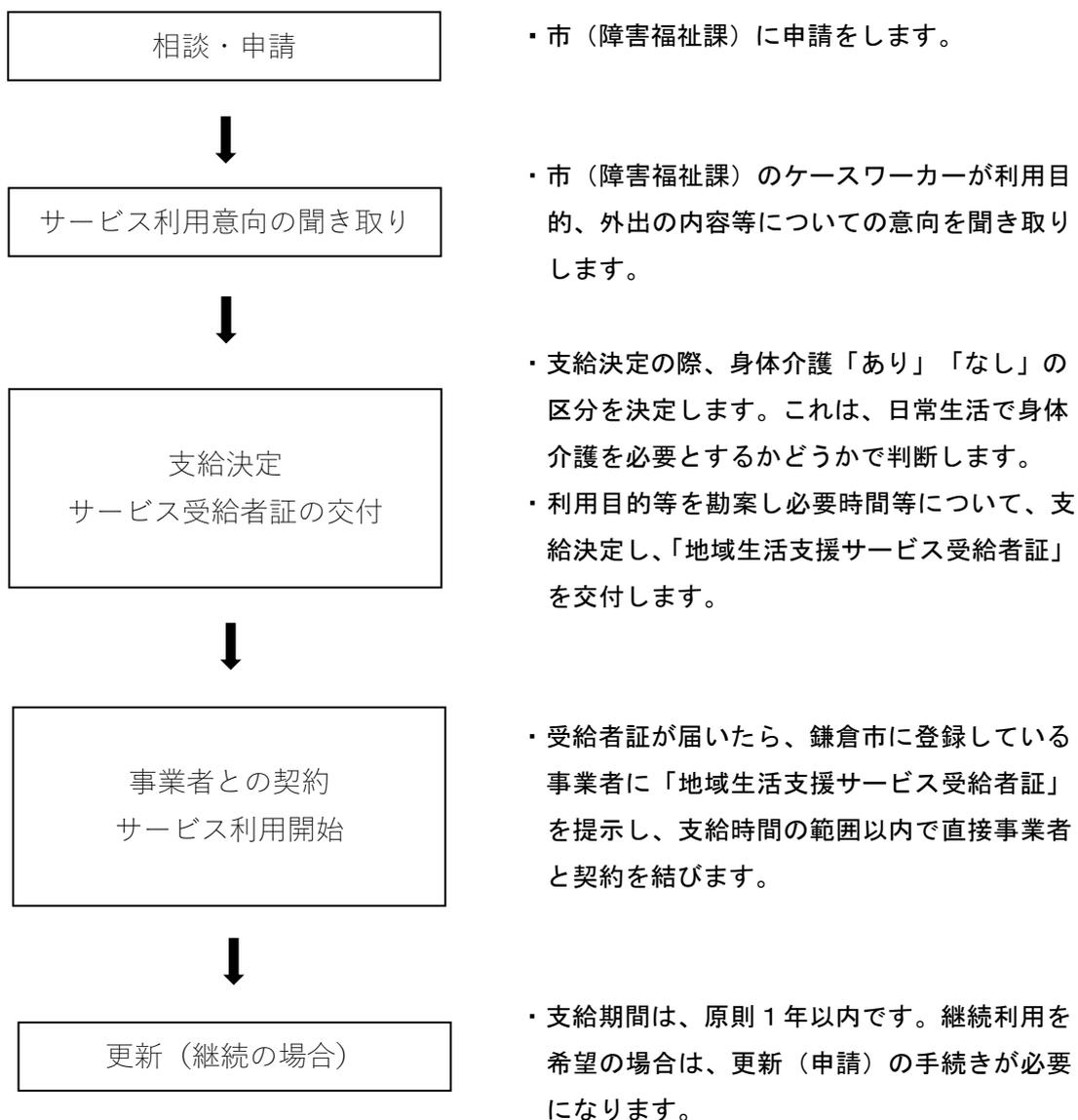
具体的な内容についてはQ & Aをご覧ください。

なお、判断に迷う場合には、事前に障害福祉課までご相談ください。

## 4 支給量の算定等について

- ・交通機関の乗降の介護等のみを行うのではなく、目的地での介護等を含めて全体を評価し必要量を算定します。
- ・自宅～目的地～自宅(断続的に算定することも可)の移動に必要な量を算定します。ただし、中学生以上の障害児者については必ずしも自宅を始点、終点とする必要はありません。
- ・移動支援サービスを受けているときは、常時介護等が受けられる状態とし、ガイドヘルパー自身が自動車を運転して移動するときの運転中の時間は、常時介護等が受けられる状態でないため、必要量を算定する時間には含みません。

## 5 移動支援サービスの利用のながれ



## 6 利用者の負担

- ・移動支援サービスにかかる利用者の負担は、費用の1割です。  
ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の自己負担はありません。
- ・利用者の属する世帯(※)の所得の状況に応じて、月額負担上限額が設定され、受給者証に記載されます。
- ・利用者負担は、事業者との契約に基づき、直接事業者を支払うものとしします。
- ・サービス外の費用負担について
  - ①事業の実施地域内であれば、ガイドヘルパーが出向く費用については事業者が負担し、通常の事業の実施地域を超えた部分のガイドヘルパーの交通費は利用者が負担します。
  - ②出発地から目的地までの移動の介護に要する交通費は、事業の実施地域を問わず、ガイドヘルパー、利用者分ともに利用者が負担します。

利用者の属する世帯			月額負担上限額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			0円
市民税課税世帯	障害者等	市民税所得割 16万円未満	9,300円
		市民税所得割 16万円以上	37,200円
	障害児等	市民税所得割 28万円未満	4,600円
		市民税所得割 28万円以上	37,200円

※世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとします。

## 7 移動支援サービスの利用時間数

移動支援サービスの利用時間数は、利用目的等の聞き取り等により、必要時間を決定しますが、1ヶ月に支給できる移動支援サービスの上限量は、次の表のとおりです。

身体障害者	概ね30時間／月
知的障害者	概ね30時間／月
精神障害者	概ね30時間／月
障害児童	概ね25時間／月
難病患者等	概ね30時間／月



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

## 8 サービス提供者の資格要件

移動支援サービスに従事する者の資格は、次の表のとおりです。

資格の種類	身体障害児者		知的障害児者
	視覚	全身性	
視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者（※） （視覚障害者移動（外出）介護従業者養成研修課程修了者）	○		
同行援護従業者養成研修一般課程修了者	○		
全身性障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者（※） （全身性障害者移動（外出）介護従業者養成研修課程修了者）		○	
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（※） （日常生活支援従業者養成研修課程修了者）		○	
介護福祉士	○	○	○
実務者研修修了者/介護職員初任者研修修了者 （介護職員基礎研修課程修了者/ホームヘルパー1・2級養成研修修了者）	○	○	○
居宅介護職員初任者研修課程修了者（※） （居宅介護従業者養成研修課程修了者）			○
知的障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者（※） （知的障害者移動（外出）介護従業者養成研修課程修了者）			○
介護保険法において訪問介護員として認められる者			○
行動援護従業者養成研修課程修了者			○
都道府県知事から「必要な知識及び技術を有する」と認める旨の証明書の交付を受けた者	○	○	○

- ・精神障害児者については、知的障害児者に対応する資格に準じます。
- ・難病患者等については、全身性の身体障害児者に対応する資格に準じます。
- ・（※）：同資格に相当するものとして都道府県知事等が認める研修課程の修了者も含めます。